

令和8年4月3日 改訂

佐賀市立諸富中学校
「部活動に係る活動方針」
改訂版

令和8年4月

1 部活動の学校教育における位置づけ(文化部も準ずる)

(1) 学校教育の一環としての部活動

学習指導要領には、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されている。このことから部活動は教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

(2) 部活動の意義と効果

- ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われる活動である。
- イ 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。
- ウ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、中学生の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。
- エ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや文化、科学等の創造や発見の喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化と豊かに関わる資質や能力を育てることができる。
- オ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

2 本校の部活動運営

(1) 顧問の役割

- ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- イ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。
- ウ 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- エ 部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。

(2) 年間の日程

- 4月・ 部活動顧問会議において、「佐賀市学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」と本校の「部活動の在り方に関する方針」を確認する。
 - ・ 顧問は年間の活動計画を作成する。
 - ・ ホームページにおいて、「部活動の在り方に関する方針」と「年間の活動計画」を公表する。(毎年4月中更新)
- 5月・部活動保護者会全体会を開催する。(PTA総会と兼ねて実施することも可)
- 3月・職員会議において、今年度の反省をまとめ、次年度の方針に反映させる。

(3) 休養日

ア 学期中の休養日 (週当たり2日以上)

- ① 平日：少なくとも1日を休養日とする。
 - ※原則、水曜日(会議日)を休養日とする。
- ② 週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ③ その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。

イ 長期休業等の休養日

- ① 学期中に準じた扱いを行う。(週当たり2日以上)
- ② ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。

ウ 佐賀市立中学校共通の休養日

- ① 毎月第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」(ア、イに充てることできる。)
- ② 市教育委員会が定める夏期休業中の「学校閉庁日」8/13, 14, 15
(ア、イに充てることできる。)

エ その他の休養日

- ① 中間テスト 3日前～テスト最終日
- ② 期末テスト 3日前～テスト最終日
- ③ 町民体育大会 基本：5月第2日曜日
- ④ 年末・年始 12月29日～1月3日
- ⑤ 学校行事 ※卒業式(ア、イに充てることできる。)
- ⑥ 県大会以上の上位大会につながる大会、中体連のシード権に関わる大会については、学校長の許可のもと短時間の練習と大会出場を認める。

(4) 活動時間

- ア 平日：長くとも90分程度「佐賀モデル(佐賀市適正化モデル)」
- イ 休業日：長くとも3時間程度(学期中の土日、長期休業中含む)

(5) 下校時刻

- ア 平日の完全下校時刻
年間通して平日は17:00完全下校

※午前中授業の活動時間は、13:15～14:45(完全下校 15:00)とする。

イ 週休日及び長期休業日の下校時刻

活動時間に合わせ下校時刻を設定する。

長期休業中の午後の完全下校時刻は 16:00 とする。

(7) 練習及び試合

ア 土曜日、日曜日の練習については、いずれかを休みにする計画をする。

イ 土曜日、日曜日、休業日の練習試合及び大会などの連絡は金曜日までにホワイトボードに記入する。(校長・教頭に事前に連絡する)

ウ 毎月の練習計画書を作成し、部員に渡す。

エ 毎月第3日曜日は県下一斉部活動休養日とする。

(8) 練習時の服装

ア 練習の服装については、体操服、ジャージを原則とする。ただし、競技の特性などによっては、顧問が許可すればその限りではない。

イ 平日の下校は練習の服装または制服での下校とする。

ウ ウインドブレーカー・Tシャツは、部活動でそろえた物とする。

(9) 自転車の使用

ア 土曜日・日曜日、休日、長期休業中は、徒歩通学者にも自転車通学を許可する。ただし、ヘルメットを正しく着用し、本校の自転車に関する規則を守ること。また、駐輪場所は西側から詰めて駐輪する。

(10) 部活動の地域展開を踏まえた募集停止、活動停止(廃部)

生徒の部活動における安全確保のための複数顧問を原則とする。令和8年度の本校の教職員基礎定数は17名(年度によってクラス数により変動がある)であり、現在の適正な部活動数は8部活動となる。現在の部活動数は9部活動なので、1部活動の募集停止、活動停止(廃部)を今後考えていかなければならない。

本校の現状と文部科学省からの「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を基に、存続な困難な部については、地域展開を図っていく。

ア 4月に1, 2年生の部員数が、各部活動の試合要項における最低実施人数【表】を満たさない場合は募集停止検討部とする。

基準がない部活動は5人に満たない場合は募集停止検討部とする。この時点で、当該部活動の生徒と保護者には募集停止検討部であることと今後の対応を伝える。

【表】

部活動名	人数	部活動名	人数	部活動名	人数
①軟式野球	10	④男子バスケットボール	5	⑦音楽	5
②男ソフトテニス	4	⑤女子バレーボール	5	⑧美術	5
③女ソフトテニス	4	⑥男子柔道	3		

- イ 募集停止検討部となり、9月末の時点において、アと同様の状態であれば、部活動の地域展開を踏まえた募集停止、活動停止(廃部)について協議をすすめる。協議は、企画委員、当該部活動顧問、部活等担当者で行い、学校長が判断を行う。
- ウ 9月末以降の流れ
 - (1) 近隣学校で拠点校として、受け入れを行ってくれる学校を探す。
近隣学校で、近隣学校との合同チームで練習、試合を行います。
 - (2) 地域スポーツとして受け入れ可能な外部指導者を探す。
社会体育の一環として活動を行います。
 - (3) (1)(2)ともできなければ、現時点で在籍する生徒の活動が終了する時点で活動停止(廃部)となる。
- エ (1)(2)となった場合は、部活動コーディネーター(部活動担当)が窓口となり連携を図る。
- オ 次年度からの募集を停止する部活動に関しては、新入生説明会やその他の機会を通じて、小学校、小学校児童並びに保護者へ周知する。

(11) その他

- ア 部として目標とする重要な大会等の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で、休養日を合計8日以上確保することを前提に、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。(削除に向けて試行)
- イ 季節による日没時刻の変化等を踏まえ、週単位で活動時間を割り振ることができるものとする。(週当たり8時間程度)
- ウ 生徒の校内への菓子・ジュース類その他の飲食物の持ち込みは禁止する。
- エ 登下校中の店への立ち寄り、買い食いは禁止する。
(土曜日・日曜日・休日も含む)
- オ 部室の使用は、原則、用具管理のみとする。但し、柔道・剣道部の更衣は認める。私物を置かず、常に整理整頓に心がけること。部活動の用具は大切に使用し、後片付けをきちんとすること。
- カ 各部の部費については、保護者会の対応とする。
- キ 入部に際しては、入部届(保護者の同意書)を記入し、部活動顧問の承認を得る。入部届は、入部する際に提出し、以後届けなくてよいものとする。

※ なお、本方針(佐賀市立諸富中学校「部活動に係る活動方針」)は、平成31年4月1日より、運用を開始する。

平成31年度4月3日	一部改正
令和2年度4月3日	一部改正
令和3年度4月5日	一部改正
令和4年度4月5日	一部改正
令和5年度4月5日	一部改正
令和6年度4月3日	一部改正
令和7年度4月3日	一部改正
令和8年度4月3日	一部改正